

公立大学法人下関市立大学ネーミングライツ・パートナー募集要項  
【財産特定型】

公立大学法人下関市立大学（以下「本学」という。）は、本学の教育研究環境の向上を図るために、将来にわたる新たな財源を確保し、自己収入の拡大促進を図ることを目的として、本学が所有する施設等のネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人等を以下のとおり募集します。

1. 募集種別等

本学が対象施設等の財産を特定してネーミングライツ協定を結ぶ「財産特定型」により募集いたします。

対象施設等については、「8. ネーミングライツ・パートナー公募対象施設等一覧」（以下「対象施設等一覧」という。）をご参照ください。

2. 募集の概要

(1) 協定の条件

- ① 協定の期間：原則3年以上とし、期間の延長を可能とする。
- ② ネーミングライツ料（年間協定額。消費税及び地方消費税は別途。）：対象施設等一覧のとおり。

(2) 応募資格

応募資格は、法人又は法人格のない団体、個人とします。ただし、次のいずれかに該当するものは応募資格がないものとします。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ③ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ④ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規定による貸金業を行うもの
- ⑤ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑥ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体
- ⑦ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑨ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ⑩ 社会問題を起こしているもの
- ⑪ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑫ 前各号によるもののほか、本学のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと本学が認めるもの

(3) 愛称等の付与

- ① 命名する愛称等は、対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学施設にふさわしい愛称等とし、次に掲げるものは認められません。
  - ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・ 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの

- ・ 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
  - ・ 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に関するもの
  - ・ 貸金業法第2条に規定する貸金業に関するもの
  - ・ 取引商品等の性質上、消費者との懸案惹起が想定されるもの
  - ・ 名刺広告
  - ・ 社会的批判を惹起するおそれがあるもの
  - ・ その他表記する愛称等として適当ではないと認められるもの
- ③ 愛称等は、本学で審議の上、最終決定します。ただし、愛称等の変更を求めることがあります。
- ④ 混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからの協定期間中の愛称等の変更は原則としてできません。

(4) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はできません。また、詳細な内容については、本学と事前協議することが必要です。

- ① 対象施設等に愛称等のサインを設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本学との協議をお願いします。
- ② 本学は、本学の広報誌やホームページを通じて、愛称等の普及と定着に努めます。
- ③ ネーミングライツ・パートナー自身も、ネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ④ そのほか希望される特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することができます。

(5) 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サインや案内看板等の設置、維持、変更及び協定期間満了後又は協定の解除に伴う原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）
- ② 協定締結後に作成する大学広報誌等への愛称の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。
- ③ 愛称の使用開始日において、サインや案内看板等の設置が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ④ サインや案内看板等が破損等したことにより第三者に損害が生じた場合の費用負担は、原則としてすべてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

(6) 募集期間、提出方法

募集期間は、随時受け付けとします。

ただし、対象施設等一覧の施設等毎に、最初の応募者を受け付けた日から1週間後の週の金曜日（金曜日が祝日及び大学が定める休日の場合はその直前の営業日）をもって、当該施設等の受け付けは終了いたします。

郵送での受け付けは締め切り当日消印まで有効とします。なお、持参の場合の受付時間は土、日・祝日及び大学が定める休日を除く、午前9時から午後5時までとします。

(7) 応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式）
- ② ネーミングライツ・パートナーを希望する法人等に係る以下の書類等
  - ・ 概要及び直近3年間の決算報告
  - ・ 登記事項証明書（発行3か月以内のもの）

- ・ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

(8) 選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに、応募の趣旨、愛称等案、ネーミングライツ料及び協定期間等を総合的に判断し、ネーミングライツ・パートナーの候補者を選定します。

資格要件及び選定基準

選定項目		要件、基準等
資格要件	資 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募資格を満たしているか。</li> <li>・ 過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。</li> <li>・ 経営基盤が安定しているか。</li> </ul>
選定基準	愛称等（デザインを含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生、教職員及び地域住民に受入れられるか。</li> <li>・ 施設等のイメージを損なうおそれがないか。 等</li> </ul>
	ネーミングライツ料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学が設定する最低年間協定額以上であるか。</li> <li>・ 高額であるほど高評価とする。</li> </ul>
	協定期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学の希望協定期間以上であるか。</li> <li>・ 協定期間が長いほど高評価とする。</li> </ul>
判 定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。	

(9) 選定結果の通知

選定結果はすべての応募者に通知します。

3. 協定の締結及び公表

本学は、ネーミングライツ・パートナーの候補者と協議のうえ、ネーミングライツに関する協定を締結します。なお、協定締結後、決定した愛称、ネーミングライツ・パートナー及び協定期間等を公表します。また、協定更新時には既協定者に優先交渉権を付与します。

4. ネーミングライツ料の納入時期

ネーミングライツ料の納入は、原則として毎年度当初（5月末まで）に1年分を一括して納入するものとします。ただし、初年度分については、協定締結時期によって納入時期及びネーミングライツ料が異なります。

5. リスクの責任分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

6. 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、本学は期間満了を待たずに協定を解除することができるものとします。また、ネーミングライツ・パートナーの事情等により愛称等の継続が困難な場合は、1か月以上前に本学へ協定の解除を申し出てください。ただし、すでに納入済みのネーミングライツ料の返還はできません。また、これらの協定解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

7. 申込書の提出先及び問合せ先

公立大学法人下関市立大学 総務部総務課

〒751-8510 山口県下関市大学町二丁目1番1号 電話 083-252-0288 FAX 083-253-1622

E-mail: syomu@shimonoseki-cu.ac.jp

※ 申込を受理しましたら、メール、電話等にて連絡いたします。

数日経っても連絡がない場合はこちらで受理していないおそれがありますので、確認の連絡をお願いいたします。

※ 対象施設等の現場確認を希望される場合は、事前に上記問合せ先までご連絡ください。

8. ネーミングライツ・パートナー公募対象施設等一覧

【財産特定型対象施設】

年 月 日現在

番号	建物名 (部屋名等)	概要	写真	希望ネーミングライツ料 (年間)
A	体育館	授業の他に、部活動、入学式、卒業式及び課外活動として利用。 床面積：3284.92 m <sup>2</sup>		60 万円
B	厚生会館	食堂、売店、多目的ホールその他、学生休憩スペースを有している。 床面積：2208.5 m <sup>2</sup>		60 万円
C	学友会館	各サークルの部室の他、和室や武道場があり、サークル活動の拠点。 床面積：2323.17 m <sup>2</sup>		60 万円
D	学術センター1階 アクティブラーニング スタジオ	グループ学習に適した教室で、学生が主体となって学習を行う。 床面積：128.58 m <sup>2</sup> 最大収容人数:48 名		25 万円
E	A講義棟1階 A-101 教室	授業及び学外貸出（公務員採用試験、医師会総会等）として利用。 床面積：385 m <sup>2</sup> 最大収容人数:300 名		30 万円
F	A講義棟2階 A-201 教室	授業及び学外貸出（英検等）として利用。 床面積：216.8 m <sup>2</sup> 最大収容人数:192 名		25 万円

G	A講義棟 2階 A-202 教室	授業及び学外貸出（英検等）として利用。 床面積：174 m <sup>2</sup> 最大収容人数:153 名		25 万円
H	A講義棟 3階 A-301 教室	授業及び学外貸出（公務員採用試験、国家資格試験等）として利用。 床面積：483 m <sup>2</sup> 最大収容人数:407 名		30 万円
I	B講義棟 1階 B-101 教室	授業及び学外貸出（公務員採用試験、医師会研修会等）として利用。 床面積：225.63 m <sup>2</sup> 最大収容人数:204 名		25 万円
J	B講義棟 2階 B-203 教室	授業及び学外貸出（英検、TOEIC 試験等）として利用。 床面積：229.8 m <sup>2</sup> 最大収容人数:204 名		25 万円
K	B講義棟 3階 B-303 教室	授業及び学外貸出（TOEIC 試験、簿記検定試験等）として利用。 床面積：501.2 m <sup>2</sup> 最大収容人数:501 名		30 万円
L	D棟 1階 D-101 教室	授業及び学外貸出（学会の会場等）として利用。 床面積：128.5 m <sup>2</sup> 最大収容人数:100 名		25 万円
M	D棟 1階 学生ラウンジ	開放的な雰囲気のレストランで、学習や休憩の他、学生の交流の場としても利用されている。 床面積：58.0 m <sup>2</sup>		30 万円

- 注 1)本表に掲載のない施設等への愛称等付与をご希望の場合は、ご相談ください。
- 2)ネーミングライツ料が本学の希望額に達しない場合においても、応募可能です。
- 3)本表の最低希望価格（建物等、教室等ともに）は、税抜きの価格です。別途消費税及び地方消費税を申し受けます。

## 愛称の表示例

愛称表示の場所やデザイン、大きさ等は協議により決定しますが、例として、以下のような場所が考えられます。



上記の看板等の他、ネーミングライツの導入により以下の効果が期待できます。

- ・ **大学ホームページや公式SNS等での紹介**

愛称が決まりましたら、普及と定着に努力し、ホームページやSNS等を通じて、学内はもちろん、学外にも広く周知します。

- ・ **社会貢献・地域貢献**

いただいたネーミングライツ料は、人材育成支援・教育研究環境の向上に活用させていただきます。（企業のイメージアップに繋がります。）

- ・ **パートナー自身もPR**

学生・教職員・地域の方などに向けて、パートナー自身もパートナーであることの宣伝が可能です。（企業の認知度向上に繋がります。）